



地域共通 IDカード(HMカード)の取扱いに関する規約

本規約は、一般社団法人 広島県医師会が運用する、ひろしま医療情報ネットワーク（以下「HMネット」という）に登録した利用者が、同ネットワーク内で集約・管理される診療情報の個人識別を行うためのIDをもつ地域共通IDカード（以下「HMカード」という）を取り扱うために必要な事項を定めるものである。

1. HMカードの発行（地域IDの採番）、名寄せ（地域IDの紐づけ）及び、本カードを用いた診療情報のHMネットセンターサーバーへの送信は、HMネットに登録された利用者にのみ許可されるものである。
2. HMカードを発行する際は、発行を求めた患者に対しHMカードの利用用途を十分に説明し文書を以て患者の同意を得なければならない。
3. HMカードの発行対象者は原則として15歳以上の事理弁識能力を有する患者とするが、これに該当しない患者の場合は、保護者・家族・親族・あるいは後見人（以下「後見人等」という）の同意と署名を以てカードを発行できるものとする。
4. HMカード発行の際、本人による署名を得ることが困難な場合は、後見人等による署名を以て発行を許可するものとする。また、患者本人によるHMカードの管理が困難である場合は、後見人等がHMカードを管理できるものとする。
5. HMカードの再発行に際しても、前回発行時と同様に十分な説明を行い、文書を以て患者の同意を得なければならない。また、再発行後は再発行したHMカードのみ利用できるものとする。
6. HMカードを利用し他医療提供施設あるいはHMネットセンターサーバー内の診療情報を閲覧するにあたっては、「HM運規-003 他医療提供施設の診療情報閲覧に関する規約」に従うものとする。
7. HMカードの利用による診療情報のHMネットセンターサーバーへの送信は、以下にあげる理由を有しない限り送信すべき情報が発生した同日中に行うものとする。
 - i. 災害時等、業務停止を余儀なくされる事由が生じた場合
 - ii. ネットワークに障害が発生した場合
 - iii. 診療情報を送信するコンピューターが故障した場合
8. HMカードを発行した医療提供施設は、患者から提出された「HM同-003 HMカード発行申請書・診療情報管理委託同意書」を、発行日から60日以内にHMネット事務局へ送付するものとする。
9. HMカードの発行を受けた患者もしくは後見人等からHMカードの紛失・破棄の申し出があった場合は、速やかにHMネット事務局へ報告するものとする。
10. HMカード発行、名寄せ、利用を巡って、医療提供施設と患者の間で何らかのトラブルが生じた場合は、医療提供機関と患者の当事者間で解決するものとする。